

令和4年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いについて

本県では、県国保特別会計の決算剰余金から国庫負担金等返還金等を除いた額について、以下の(1)又は(2)の取扱いとしてきた。

- (1) 全額を翌々年度の国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の減算に活用する。
（平成30年度、令和元年度及び令和3年度）
- (2) 一部を翌々年度の納付金の減算に活用し、残額を財政安定化基金に積み立てる。
（令和2年度）

令和4年度の決算剰余金から国庫負担金等返還金等を除いた額については、(2)の取扱いとしたい。

1. 令和4年度決算剰余金の内訳

決算剰余金 約94億円 … ①

うち、国庫負担金等返還金（令和5年度に返還） 約39億円（見込み） … ②

令和5年度納付金減算額 約10億円 … ③

→ 国庫負担金等返還金等を除いた額（剰余金の残金） 約45億円 … ① - ② - ③

2. 令和4年度決算剰余金の取扱い方針

剰余金の残金約45億円の全額を令和6年度納付金減算額として活用した場合には、年度間での納付金の急激な増減を引き起こす恐れがあるため、

- ・ 約30億円を令和5年度に財政安定化基金の財政調整事業分に積み立てる予定とし、
↳ 「令和4年度積立予定額一同実績額」と同額（(参考)を参照）
- ・ 約15億円を令和6年度納付金減算額として活用することとしたい。
↳ 過去の減算活用額の範囲内に収まっている

ただし、令和6年度の納付金額を算定した結果、令和5年度と比べて著しく一人当たり納付金額が増減する場合や、令和5年度の県国保特別会計の収支不足が見込まれた場合等は、必要に応じて財政安定化基金積立予定額について再検討することとする。

(参考) 令和2年度の決算剰余金の取扱い

金額が多額であり、全額を減算に活用する場合、翌々年度（令和4年度）の納付金の大幅な減少が見込まれ、年度間での納付金の急激な増減を引き起こす恐れがあったため、国庫負担金等返還金等を除いた剰余金の一部を翌々年度（令和4年度）の納付金の減算に活用することとし、残額は年度間の財政調整の財源として財政安定化基金へ積み立てることとした。

なお、約31億円を令和4年度に積み立てる予定だったが、令和4年度の県国保特別会計の収支不足が見込まれたため、積立額を1億円のみとし収支均衡を図った。